

「地方法人課税の偏在是正」について

平成26年10月7日

地方法人課税のあり方等に関する検討会特別委員

京都府井手町長 汐見明男

現在我が国では、人口減少の克服と地方再生が喫緊の課題となっているが、町村が自主性・主体性を発揮し地方再生や人口減少対策にしっかり取り組んでいくためには、何よりも町村の財政基盤の強化が不可欠であると考えており、その重要な要素として、税源偏在の是正に向けた議論は必要であると認識している。

平成26年度与党税制改正大綱では、偏在是正を更に進めるため、「消費税10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。」とされている。

法人市町村民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであり、これまで市町村は企業誘致などの税源涵養に努めてきたところである。

消費税率10%段階において、もう一度法人住民税法人税割の地方交付税原資化を行おうとするのであれば、こうしたことを十分念頭におき、町村の企業誘致のインセンティブにあまり影響が出ないよう配慮願いたい。

併せて、不交付団体における住民サービスへの影響についても考慮して検討していただきたい。

また、与党税制改正大綱では、「地方法人特別税・譲与税」について、消費税率10%段階において、「廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされているが、その検討に当たっては、地方法人特別税・譲与税制度が、都道府県税である法人事業税の偏在是正の観点から構築され、機能してきたことも十分踏まえ、慎重な検討をお願いしたい。